

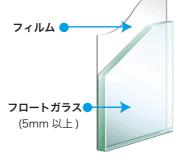
防犯フィルム

防犯フィルムとは、「総厚が350 μ m以上のポリエステルフィルムで、かつ工業会が指定する接着剤を使用する」 製品であり、窓用フィルムの JIS A 5759に適合した者をいう。施工にあたっては、下記の条件を満たした時、CPマークを貼付することができる。ただし、型板硝子、強化ガラスへの施工を除く。

防犯フィルムの概要



防犯フィルム



防犯フィルムは、その多くが総厚350µm以上のポリエステル製で5mm厚のガラス(含む網入ガラス)に一枚全面貼りすることが条件になっており、打ち破り試験で打撃を7回加えてもフィルムが破れにくく、剥がれにくいため、十分な大きさの穴が開きません。他の手口についても高い防犯性能を示します。しかし適切な施工がなされていなければ、本来の防犯性能が発揮されないことから、専門の施工業者に適切な施工を依頼する必要があります。

防犯フィルムの施工条件

○印は必要な施工条件を示す。

項目	施工条件	可動式単板ガラス (含、網入りガラス)	可動式複板ガラス (含、網入りガラス)	FIX単板ガラス (含、網入りガラス)	FIX複板ガラス (含、網入りガラス)
1	単板ガラスにおいては、厚みが5mm以上	0	-	0	-
2	複層ガラスにおいては、フィルムを貼付 するガラスの厚みが5mm以上	-	0	-	0
3	ガラスの露出部全面、もしくは呑み込みを 含むガラス全面に貼付	0	0	0	0
4	クレセントがサブロック機能付き	0	0	-	-
5	補助錠の設置	0	0	-	-
6	建築フィルム 1 級・2 級の資格者による 施工	0	0	0	0

平成27年4月10日現在

防犯性能が高い建物部品

官民合同会議では、ガラスの打ち破り等への対策として、ウインドウフィルムをガラス窓に装着している場合、侵入者が騒音を伴う打撃回数7回を行っても建物内部に侵入ができなかったことが確認されたウインドウフィルムを「防犯性能が高い建物部品」(CP)として目録に登録されています。